

令和2年度郷土芸能等提供事業要綱

(趣旨及び事業目的)

第1条 公益財団法人高知県観光コンベンション協会（以下「協会」という。）は、高知県への学会・大会等、展示会・見本市等、文化・スポーツイベント等、企業研修等の催し（以下「コンベンション」という。）の誘致を促進し、宿泊交流人口の拡大と地域経済の活性化及びスポーツ振興を図ることを目的に、予算の範囲内で「郷土芸能等」の提供を実施するものとし、その提供について、この要綱に定める。

(提供対象等)

第2条 提供の対象となる事業、要件及び提供内容等については、別表1で定めるとおりとする。

(申請)

第3条 郷土芸能等の提供を申請しようとするコンベンションを開催する者（以下「申請者」という。）は、コンベンションの開催予定日の30日前までに、次に掲げる書類を協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 令和2年度郷土芸能等提供申請書（第1号様式及び別紙）
- (2) 開催要綱
- (3) その他会長が必要と認める書類

(提供の決定と通知)

第4条 会長は、前条による申請が適当と認めるときは、その旨を申請者に「郷土芸能等提供通知書」をもって通知するものとする。ただし、当該申請者が別表2に掲げるいずれかに該当する場合を除く。

(変更申請等)

第5条 提供の決定を受けた者は、申請内容に変更が生じた場合以下の表に従って変更等申請書等を提出しなければならない。

内 容	提出期限	提出書類
提供数を増加させる場合	コンベンション開催予定日の 30 日前まで	①令和 2 年度郷土芸能等提供変更等申請書（第 2 号様式） ②その他会長が必要と認める書類
提供数を減少させる場合、 もしくは、提供を取消す場合	コンベンション開催予定日の 30 日前まで（歓迎看板の場合は、 看板設置予定日 30 日前まで） *期日を過ぎた場合、実費（歓迎 看板の場合は、道路使用許可申請 手数料を含む）を請求することが できるものとする。	
コンベンションが中止となる 場合	決定次第、速やかに報告すること。	
申請者に関する情報、コン ベンションの名称、開催期 間、開催場所等が変更となる 場合		

（変更申請の承認と通知）

第 6 条 会長は、前条による変更申請が適当と認めるときは、変更を承認し、「郷土芸能等提供変更等通知書」をもって通知するものとする。

（実績報告等）

第 7 条 申請者は、申請したコンベンション終了後 30 日以内又は、令和 3 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 令和 2 年度郷土芸能等提供実績報告書（第 3 号様式）
- (2) 宿泊確認書（第 3 - 1 号様式）
- (3) 宿泊施設による宿泊人数証明書(第 3 - 2 号様式)又は、県外参加者名簿による宿泊人数証明書（第 3 - 3 号様式）
* 県外参加者名簿による宿泊人数証明書（第 3 - 3 号様式）の場合は、県外参加者名簿を添付しなければならない。

- (4) プログラム等の大会資料
- (5) 郷土芸能等提供の記録写真
- (6) その他会長が必要と認める書類

2 会長は、実績報告に基づき、高知県内 1 日あたりの宿泊者数が別表 1 に定める宿泊者数に満たない場合は、当該提供内容にかかる費用の全額または一部を申請者に請求できるものとする。

(提供の取消及び返還請求)

第8条 会長は、申請者の提出書類に誤りまたは虚偽があると認められるときは、当該提供の全部又は一部を取消することができる。

2 提供後に前項の書類に誤り又は虚偽があると認められるときは、協会は申請者に対し、提供にかかった実費を請求することができることとし、申請者はその実費を負担しなければならない。

(検査等)

第9条 会長は、必要に応じて申請者に対し、コンベンションの実施状況について報告を求め、調査を行う。

(関係書類の整備)

第10条 申請者は、当該事業に係る経理の収支を明らかにし、帳簿及び証拠書類を令和3年4月1日から起算して5年間保存しておかなければならない。

(アンケートの実施)

第11条 会長は、コンベンションの主催者・参加者に対しアンケートを実施する。その際、コンベンションの主催者は参加者に対してアンケート用紙を配布・回収し、協会に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定めるものとする。

(附則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。